

生徒心得

生徒は、学業に専念するとともに、健康を増進し、教養を高め、人格の向上に努めよう。

I 礼儀・服装

礼儀・服装は人間相互の理解や信頼の基本要素であり、心のあり方を表すものである。礼儀を重んじ、服装に気をつけよう。

1. そのとき、その場に合ったあいさつをしよう。
2. ことば遣いや態度に気をつけ、思いやりの心で接し合おう。
3. 男女の交際はお互いの人格を尊重し、清純・明朗をモットーとしよう。
4. 服装は、正しい制服を着用して、清潔で正しい着かたをしよう。

II 登校・下校

規則正しい登下校は、学校生活の基本である。生活の“けじめ”として励行しよう。

A. 平日

1. 8時35分までに登校しよう。
2. 下校時刻は、17時。
3. 居残りは、事前に許可をもらおう。
4. 交通ルール、交通道德を正しく守ろう。
5. 自転車通学を希望する者は、学年のはじめに願い出て許可をもらおう。

B. 休日・祝日

1. 登校の際には、制服を着用しよう。
2. 校舎、校具、運動場などを使用するときは、担当者の許可を受けよう。
3. 使用後は、もと通りに整理し、戸締り、火気に注意しよう。
4. 本校生以外の者を伴う場合は、あらかじめ許可を受けよう。

III 校内生活

学校では修学の場合にふさわしい秩序が望まれる。校舎の内外にかかわらず、規律ある言動を心がけよう。

A. 授業

学校では授業時の学習とその理解が大切である。その準備や心がまえを十分にして積極的な学習をしよう。

1. 始業のチャイムで着席して、授業の準備を整え、静かに先生を待とう。
2. 授業、その他の学習活動には真剣に取り組もう。
3. 休憩時や自習時は、他人の迷惑にならないようにしよう。
4. 各種の考査は公正な態度で臨む。

B. 欠席・遅刻・早退・欠課・外出

社会では、一日の始まりを重んじるとともに、中途半端も好まれません。登・下校の時刻を守る努力を続けよう。

1. 病気その他のやむを得ない事情で、欠席するときは、保護者からできるだけはやく届け出る。
2. やむを得ず遅刻したときは、生徒手帳の所定欄に担任もしくは生徒指導部の○認印をもらい、入室許可を授業担当者に提示する。
3. やむを得ず欠課するときは、担任に届け出る。

4. 外出は原則として禁止する。やむを得ず外出するときは、必ず担任に申し出て許可をもらう。

C. 所持品

所持品は持ち主の人格・教養・知性をも表わすから、配慮しよう。

1. 所持品には必ず名前を書いておこう。
2. 貴重品は放置しないで、常に身につけておこう。
3. 学習に不必要なものは校内に持ち込まないようにしよう。携帯電話については、許可証を提出した者に限り持ち込みを認める。
4. 他人の物品を無断で借用しない。
5. 所持品の盗難・拾得・紛失の場合は直ちに担任に届け出よう。

D. 校舎・校具

公共物を大切にする心を養い、校舎、校具、樹木などを愛護するとともに、校内の美化に努めよう。

1. 体育、実習、下校などで教室をあけるときは、電灯を消し、窓・ドアを全部締めて施錠しよう。
2. 体育館では規定の上靴を履こう。
3. 授業以外に教室を使用する場合は、まえもって使用願を提出し、許可を得よう。
4. 机、椅子その他の校具の移動は、許可を得てからしよう。
5. 個人用ロッカー、教室、その他の部屋、運動場などは、それぞれの使用目的通りの使い方をしよう。
6. 教舎、校具を破損した場合は直ちに担任に届け出て、その指示に従い修繕・新調の実費を負担する。
7. 外部からの生徒への電話連絡は、急を要する場合だけであることを心得ておこう。
8. 常に教室内外の整理・整頓をし清掃は自発的にていねいにしよう。

E. 食堂利用

楽しく、なごやかな雰囲気を保つためにマナーを守ろう。

1. セルフサービスの趣旨をわきまえよう。
2. 清潔かつ衛生的な環境の維持に努めよう。
3. 利用時間は3, 4校時終了後、および放課後である。時間外の利用は絶対にさけよう。
4. 教室、廊下・キャンパス内での立ち食い、立ち飲みなどは慎もう。

F. 部室使用

部活動のベースであり、共同で使用する場所なので、規律と部則などを守ろう。

1. 授業時（8時35分から15時15分）の部室使用は許されていない。
2. 使用時間以外は必ず部室に錠をかける。
3. 部室には関係者以外の入室は禁止されている。
4. 貴重品の放置は盗難・紛失のおそれがある。常に身近に保管する。
5. 常に室内外の整理・整頓に心がけよう。

G. 保健・衛生

保健・衛生に気をつけて、健康で明るい学校生活が送れるよう努力しよう。

1. けがや、病気の場合は、養護教諭に申し出て、適切な処置を受けよう。
2. 通学路、校内、部活動などでけがをして、医師の治療を受けたときは、速やかに養護教諭に報告して指示を受けよう。

H. 掲示・刊行物・集会・団体結成及び加盟

これら，学校生活を円滑にしていくうえで，大切である。お互いの理解を深める活動にしよう。

1. 毎朝，掲示や時間割変更黒板を見て，その日の行事などを確認しよう。
2. 校内での掲示および刊行物の発行，発売は，関係顧問または生徒指導部の許可を得てから行う。
効力が校外におよぶときは校長の許可が必要であることを心得よう。
3. 校内外を問わず集会・団体の結成および加盟をしようとするときには，事前に集会願・団体結成願・加盟願を，校長に提出して許可を受けなければならない。
4. 各種の願いや届け出が必要なものを 20 ページに掲げておく。必要に応じて手続をしよう。

IV 校外生活

校外では，各自が，南高を代表するものと心得て，自覚ある言動をしよう。

1. 県外旅行の届け出は 5 日以前に所定の様式で，担任を通して生徒指導部に提出し許可をうけよう。
2. 各ホームルーム，委員会，部などで計画および実施する旅行は別の様式で校長の許可を得よう。
3. 原則として平常日（土・日・祝日を含む）のアルバイトは禁止する。長期休業期間中については，申請許可制である。必ず許可をうけよう。
4. 法律や条令で禁止されている場所，（パチンコ店，公営ギャンブル，特殊飲食店など）へは立ち入らない。
5. カラオケボックス，ネットカフェなどは友人同士で行くことは原則禁止である。
6. 22 時以後の外出はしないようにしよう。
7. 無断外泊は禁止事項である。心得ておこう。

V 交通一般

生命の尊さを知り，お互いの安全を守り合う努力をしよう。

1. 交通道德を高め，交通ルールを守ろう。
2. 原付を含むすべての運転免許取得は原則として禁止である。特別な場合は必ず許可をうける。
3. 自・他にかかわらず違反・事故があった場合は，速やかに担任に連絡しよう。
4. 現場に居合わせたときは，連絡・救護・救出など適切な行動をしよう。

〔届け出の必要なもの一覧〕

1	集会の主催・参加許可願
2	団体結成・加入許可願
3	自動車学校通学許可願
4	アルバイト許可願
5	下宿届
6	学割申請
7	特別居残り許可願
8	文書の印刷、配布、回覧、掲示
9	金銭、物品を集めること。物品の販売。署名を集めること。

(注) 届または許可願用紙を必要とする生徒は、ホームルーム担任または関係教員を経て、生徒指導室の係に申し出ること。

(注) アルバイトについては原則禁止とする。特別な事情のある者は担任に申し出ること。(係にて検討する) 長期休業中のアルバイトについては、別途指示する。

(注) 3年生の自動車学校入学については、第2学期末考査終了後、条件を満たした者について許可する。(条件は別に定める) ただし、免許取得は卒業式後とする。

警報発令時における登下校について

○高松地域に警報が発令 (TVやラジオ等で確認)

種類	対 応	
大雨 洪水 暴風 暴風雪 大雪	午前6時の 時点で発令中	自宅待機とする なお、午前6時以後、登校までの間に発令された場合も、 その時点で自宅待機とする
	午前11時の 時点で発令中	臨時休業とする
	登校後の発令	安全面に注意して下校する
午前11時以前に警報が解除された場合は、その時点での注意報等に留意し登校する		

※地域や交通機関等の状況により、登校できないと判断される場合は学校に連絡し自宅待機を継続する。

※波浪警報・高潮警報の場合は、安全面に十分注意して通学路を考え、ゆとりを持って登校する。

○その他

※休業日の課外・模試・部活動等もこの基準により判断する。

※濃霧等による停船勧告など船舶が運航しない場合は、船舶による通学生は学校へ連絡をした上で待機する。登校は運航再開の時点で判断する。

生徒服装規程

第1条（制服）

服装は制服とし、履物は靴とする。特別の授業においては所定の服装とする。

第2条（男子制服）

冬着は黒色詰襟の上衣，長ズボンとする（標準学生服）

合着は所定の白色無地の長袖シャツ（TMHの白色マーク入り）とする。

夏着は所定のオーバーシャツを着用する。特別な事情でそれ以外のシャツを着用する場合は，所定の白色無地の長袖シャツ（TMHの白色マーク入り）とする。

第3条（女子制服）

冬着は所定の黒色上衣，ベスト，スカート，白色無地のブラウス（TMHの白色マーク入り）とする。

合着は所定のブラウス（TMHの白色マーク入り）にベストを着用する。

夏着は所定のオーバーブラウスを着用する。特別な事情でそれ以外のブラウスを着用する場合は，所定の長袖ブラウス（TMHの白色マーク入り）にベストを着用する。

第4条（校章，学年・組章）

男子の上衣の右襟には校章，左襟には学年・組章を着ける。

女子の上衣またはベストの左胸には，右に校章，左に学年・組章を着ける。

第5条（着用期間）

原則として次のとおりとする。

冬着 4月1日～4月30日
10月21日～3月31日

合着 5月1日～5月31日
10月1日～10月20日

夏着 6月1日～9月30日

第6条（コート等の防寒着）

厳寒期には所定の布地・色・型の防寒着を着用してもよい。

第7条（ベスト，セーター）

冬服ベストのかわりに，上衣の下に防寒用として黒，紺色のVネックのベスト，セーターを着用してもよい。着用期間については概ね12月～3月とする。式典時の着用は禁止する。

第8条（髪型，装飾品類）

男子の髪型は，短髪で高校生として品位あるものとする。

女子の頭髪については，高校生として品位あるものとし，肩より長いものは，地味な色のゴムか髪どめで束ねる。

パーマ，カール，染色，脱色や加工は不可とする。

化粧，マニキュア，装飾品等は不可とする。

第9条（靴，所持品，その他）

靴については，黒色の皮革または合成皮革の短靴または華美でない白または黒色の運動靴とする。

ソックスは白色または黒，紺色とする。女子のルーズソックスは禁止する。また，ストッキング（タイツ）は黒色またはベージュ色とする。

通学バッグは華美でないものとする。

ベルトは黒色，茶色，濃紺色の皮革または合成皮革や布製のもので特別異型でないものとする。

マフラー，手袋については華美でないものとする。